

# 会 議 録

会議の名称	平成30年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成30年7月19日（木） 午後6時00分～午後7時00分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付・市長挨拶 3 委員の自己紹介 4 平成30年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 5 個人情報保有等届出状況の報告について 6 諮問事項 7 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成30年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成30年7月19日（木）午後6時0分から午後7時0分

2 場 所 第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成30年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① ふるさと納税関連業務委託
- ② 職員共済組合業務
- ③ 市たばこ税賦課業務
- ④ 生活保護法による進学準備給付金支給事務
- ⑤ 電子申請業務変更届
- ⑥ 避難行動要支援者支援業務変更届
- ⑦ 職員共済組合業務廃止届
- ⑧ 職員福利厚生業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第3号 ふるさと納税関連業務委託システムについて

諮問第4号 ふるさと納税関連業務委託システムのオンライン接続について

諮問第5号 ふるさと納税業務委託について

諮問第6号 電子申請システムについて

諮問第7号 電子申請システム業務委託について

諮問第8号 データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について

諮問第9号 データヘルス事業に係る医療費等分析及び保険事業委託について

(4) その他

ア 平成29年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委 員】

仮 野 忠 男 川 井 康 晴 白 石 孝

多 田 岳 人 樹 一 美 寺 島 麻 希

中 澤 武 久 福 平 良 全 本 多 龍 雄

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<企画政策課>

梅原企画政策課長

金原企画政策係主任

東條企画政策係主任

<職員課>

鈴木職員課長

長村給与厚生係長

<保険年金課>

高橋保険年金課長

伊藤国民健康保険係長

高橋国民健康保険係主事

<市民税課>

秋元市民税課長

三浦諸税係長

小野諸税係主事

<地域福祉課>

伏見地域福祉課長

井出地域福祉係長

加藤生活福祉係主査

高野地域福祉係主任

<健康課>

郡司健康係主任

<情報システム課>

深澤情報システム課長

前園情報システム係長

前田情報システム係主事

<総務課>

水落総務課長

中村情報公関係長

古田土情報公関係主事

【傍聴者】

0名

**【総務課長】**

(委員の辞任と、新任委員委嘱に関する説明)

**【市長】**

挨拶

(委嘱状の交付)

**【総務課長】**

(新任委員の自己紹介)

以上、内容は省略

**【松行会長】**

それでは、ただいまから平成30年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。本日、朝倉委員は都合により御欠席との連絡を受けておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成30年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。

既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等はございますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づきます個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【市長】**

初めに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが4件、届出廃止に関するものが5件、届出変更に関するものが2件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について」、個人情報保護条例第14条に基づく「ふるさと納税関連業務委託システムについて」、「電子申請システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「ふるさと納税関連業務委託システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「ふるさと納税業務委託について」、「電子申請システム

業務委託について、「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について」の合計7件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**【松行会長】**

確かに承りました。

**【総務課長】**

市長は公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

**【松行会長】**

それでは、早速審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課から直接受けることで進行いたしたいと存じます。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始4件、廃止5件、変更2件でございます。

2 ページは、部課別の明細となります。

3 ページは、その内訳で、備考にあります案件番号は順序となります。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

5 ページを御覧ください。「職員共済組合業務について」、職員課の案件でございます。

共済組合の手續に係る「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」および「国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡届」が廃止され、平成30年8月1日から「国民年金 第3号被保険者関係届」を新たに使用することとなりました。

これに伴い、新たに個人情報を保有する必要がある様式の開始、従前の様式の廃止について届出を行うものです。

6 ページを御覧ください。届出番号07-281「国民年金第3号被保険者関係届」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、13項目ございます。様式については、9ページ、10ページに付けております。

なお、個人番号の記入欄ですが、10ページの中段、「記入方法」の「④個人番号（基礎年金番号）」に説明がありますように、9ページの様式上は、「④基礎年金番号」に個人番号か基礎年金番号のどちらかの記載がなされることで収集を行うものです。

7ページを御覧ください。届出番号07-110「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」の廃止届でございます。廃止理由は、様式が変更となったため、今回届出した国民年金第3号被保険者関係届へ移行するためです。

8ページを御覧ください。届出番号07-111「国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡届」の廃止届出でございます。廃止理由は、先ほどと同様に様式が変更となったためです。

この2つの様式は廃止から1年間を保存年限とし、その後は溶解により文書廃棄を行います。

#### 【松行会長】

ただいま事務局から本案件に関する説明がございましたが、この件に関しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

11ページを御覧ください。「市たばこ税賦課業務について」、市民税課の案件でございます。

平成30年4月1日から施行された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法等の改正により、平成30年10月1日から、たばこ税の税率が3段階で引き上げられます。

税率の引き上げに伴い、個人事業主及び法人の小売販売業者等が税率の引上げ以前に店舗（営業所）、倉庫等で所持していた紙巻たばこに対して引上げ分に相当するたばこ税が生じることから、小売販売業者等に課税される手持品課税が実施されます。

手持品課税については、平成28年4月1日から実施されている紙巻たばこ三級品において法人の法人番号を収集していたところではありますが、今改正により個人事業主からも市町村たばこ税の手持品課税納税申告書が提出されることとなり、よって個人事業主の個人番号等を収集することとなるために届出を行うも

のです。

12ページを御覧ください。届出番号04-53「市町村たばこ税の手持品課税納税申告書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、氏名、住所、電話番号、個人番号、印影、運転免許証番号となります。

13ページには様式を付けております。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。本件に関しまして、御質問、御意見があればお伺いいたします。

**【樹委員】**

個人情報の内容として、運転免許証番号というのがありまして、13ページの様式を見ると、本人確認用の書類として運転免許証の提示を求めるのかなと思うのですが、運転免許証を持っていない方ももちろんいらっしゃいますし、個人番号カードもカードになっていない方もいらっしゃると思うので、この両方がない場合、その他としてはどういう形で本人確認をされるのかということをお伺いしたいと思います。

**【市民税課長】**

本人確認ですけれども、基本的には公的機関の顔写真つきのもので確認はさせていただきます。もしない場合には、保険証等2点用意をしていただいて、確認をするということで運用をする予定でございます。

**【白石委員】**

全く同様の質問ですので基本的にはいいのですけれども、それでも12ページの個人情報の内容のところには運転免許証番号とだけ書いてあって、個人番号カード等についての記載がないというのは、その区別はどこでされているのか、もうちょっと説明していただいたほうがいいかな。

**【市民税課長】**

今回の個人情報保有の届出の内容として、氏名、住所、電話番号、そして個人番号、印影、運転免許証番号という形でございますので、個人番号についても収集はさせていただくという形にはなっております。

**【白石委員】**

要するに、これは法令で規定されているものなのか、省令によるものなのかかわからないですけれども、ということなのですね。

**【市民税課長】**

税の申告に関しましては、個人番号の記載というところもございます。そのうちの1つということになります。

**【白石委員】**

一応、ちょっと1つ意見。

これは私からするとマイナンバー制度自身の欠陥だと思うのですが、要するに、個人事業主はこういう形で個人番号をさらさざるを得なくなってしまうのですよね。本来だったらこれは法人ではないですか。ただ、個人だから法人番号が付番されていないことで、本来だったら個人のために使う個人番号が、いわば業務用に出されてしまうという、ここがこの制度自体の持っている矛盾なのですよね。ですから、今回のたばこ税に限らず、やっぱり個人事業主にとっては、プライバシー保護上はあまりいい制度ではないですね。これは意見です。

**【松行会長】**

ただいま白石委員から、個人番号制度そのものがまだ内包している利用上の疑問点が残っているという明確な御意見でした。

他に本件に関して、御意見、御質問ありますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、14ページを御覧ください。「生活保護法による進学準備給付金支給事務について」、地域福祉課の案件でございます。

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援を行い、世帯及び、子どもの自立を助長することを目的として、生活保護法による進学準備給付金支給制度が創設されました。

本制度施行に伴い、円滑に支給事務が行えるよう様式等の準備を行うため届出を行うものです。

様式の整備に際しては、生活保護法施行細則の改正を行います。

事業の対象者は、国の法改正により遡及して平成30年1月1日より適用の予定です。

15ページを御覧ください。届出番号17-561「生活保護法による進学準備給付金支給事務に係る様式一式」でございます。個人情報の内容は16ページにございます別紙を御覧ください。様式については17ページから20ページに付けております。

**【松行会長】**

ただいま本件について事務局からの説明がございました。御質問、御意見等があれば御発言をお願いします。

特に御発言がないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、21ページを御覧ください。「避難行動要支援者支援業務について」、地域福祉課の案件でございます。

避難行動要支援者支援事業について、災害時の要配慮者に係る情報把握・共有及び安否確認のあり方等を本審議会において御意見を伺い、事業を進めてきたところでございます。

市では平成23年度から保有している小金井市避難行動要支援者申請書（届出番号17-545）について、新規制定予定の「小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱」（案）第6条第1項及び第7条第2項に基づき「小金井市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」、「小金井市避難行動要支援者名簿等登録情報変更（削除）申請書」の2つの様式に整理して記録項目の整備を行うため、変更の届出をするものです。

新要綱は事業に協力をしていただいている民生委員・児童委員協議会と協議のうえ、収集する個人情報の内容や登録情報に変更・削除があった際の個人情報の収集方法を規定するなど見直しを行ったものとなります。

22ページを御覧ください。届出番号17-545「小金井市避難行動要支援者申請書」の変更届出でございます。変更前、変更後の個人情報の内容につきましては、23ページでございます別紙を御覧ください。左側が従来の届出内容、右側が変更後の届出内容です。個人情報の記録名称についても「小金井市避難行動要支援者支援事業申請書一式」へ変更いたします。変更後の様式については、24ページ、25ページに付けております。

26ページから30ページには実施要綱案を付けております。

31ページには、参考資料として避難行動要支援者支援事業の事業イメージ図を付けております。

**【松行会長】**

ただいま、本案件について事務局からの説明がございました。本案件については、資料等がお手元に多少詳しく図解を含めてございます。御質問もしくは御意

見はございますでしょうか。

**【多田委員】**

23ページの従来の様式の9番とか10番とか12番というのが新しい様式には入っていないのですが、その理由をお聞かせいただきたい。

**【地域福祉係主任】**

御質問いただいた点につきまして、民生委員・児童委員協議会の皆様と協議した結果、削除した形になります。

こういったかかりつけ医であったり、欠かせない薬・保管場所、親しい隣人の氏名等につきましては、民生委員さんが持つべき情報よりも一步踏み込んだ情報になるのではないかとこのところ、今回は削除したいと考えております。

以前、本審議会においてもお諮りしております救急医療災害支援情報キットというものもございまして、そちらにつきましては、9番、10番、12番の詳しい情報を御本人様に持っていただくという状況になってございますので、そちらのほうを強化してまいりたいと考えてございます。

**【松行会長】**

多田委員、ただいまの説明でお分かりいただけましたでしょうか。

**【多田委員】**

はい。

**【松行会長】**

他に御発言ございますか。

ないようですので、本案件を承認といたします。

それでは、次の案件につきまして説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、32ページを御覧ください。「職員福利厚生業務について」、職員課の案件でございます。

全国市長会任意共済制度の手續に係る諸様式について、業務上市が保有する必要がなくなったことにより、廃止の届出を行うものです。

33ページを御覧ください。届出番号07-148「総合医療証明書」の廃止届出でございます。

34ページを御覧ください。届出番号07-149「治療内容報告書」の廃止届出でございます。

35ページを御覧ください。届出番号07-150「事故状況報告書兼事故証

明書」の廃止届出でございます。

廃止理由は全て同様で、業務上、保有の必要がなくなったためでございます。

この3つの様式は、廃止から1年間を保存年限とし、その後は溶解により文書廃棄を行います。

【松行会長】

本案件に関しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

【仮野委員】

これは全国市長会任意共済制度というのは、全国市長会が主催する任意共済制度で、これは制度の仕組みがどういう内容なのか教えて欲しいのですが。

【職員課給与厚生係長】

全国市長会任意共済制度につきましては、全国の市の職員がやっている市長会という制度の中で委託している保険の制度になっております。そこで団体を通して契約をして、職員のそういう案件などの契約をしているものになっております。

【仮野委員】

入会するのは市の職員で、かなり有利な共済制度なのですか？

【職員課長】

内容的には、ほかの保険とそんなに大きな差はないかと思えます。

【仮野委員】

これは市長会として、市の発展のために独自の共済制度をつくろうという経緯が多分きつとあったのでしょうか。

【職員課長】

市の職員向けの共済制度ということになっていきますので、医療保険ですとか生命保険の扱いをしているということになっております。

【仮野委員】

そうなのですね。ちなみに、これは市ではなく、町村会共済制度というのもあるのですか。

【職員課長】

確認はしていないのでわかりません。

【仮野委員】

そうですか。わかりました。

【松行会長】

6団体の中ではいろいろ区別して使うことが、一般行政上、業務についてはあ

と思われるかもしれませんが。

**【仮野委員】**

いわゆる地方6団体ですね。

**【松行会長】**

他に御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、ただいまをもちまして、報告事項については終了いたします。

次に、諮問事項につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、これより諮問案件に入らせていただきます。

36ページを御覧ください。「ふるさと納税関連業務について」、企画政策課の案件でございます。

37ページ、諮問第3号「ふるさと納税関連業務委託システム」、38ページ、諮問第4号「ふるさと納税関連業務委託システムのオンライン接続」、39ページ、諮問第5号「ふるさと納税業務委託」を一括して説明させていただきます。

「ふるさと納税業務委託」に関しては、平成30年第1回の本審議会で諮問を行い、受託者の運営するポータルサイトを窓口として寄附を募る場合の委託について、御承認をいただいたところです。

本件は、本市窓口で直接寄附を受け付ける場合についても、同様に返礼品の発送を行う必要があることから、このことについて既に御承認いただいた委託内容に追加するとともに、新たに本市で取得した個人情報ポータルサイト経由で受託者へ提供することについて、届出及び諮問を行うものです。

なお、本業務で利用する寄附の様式については、次回第3回の審議会で保有届出の報告を行う予定です。

37ページを御覧ください。諮問第3号「ふるさと納税関連業務委託システムについて」でございます。業務の目的は諮問書にもございますが、歳入の流出に一定の対策をとるとともに、その利用による副次的な効果として、市内事業者の支援・育成やシティプロモーションを行うものです。個人情報の記録項目は諮問書のとおりでございます。

38ページを御覧ください。諮問第4号「ふるさと納税関連業務委託システムのオンライン接続について」でございます。委託の内容は諮問書にもございますが、小金井市のパソコン端末から株式会社さとふるのポータルサイトへアクセス

し、寄附に関する情報の閲覧と、市で受け付けた寄附者への返礼品発送業務の送信を行うものです。オンライン結合する個人情報の項目等につきましては諮問書のとおりでございます。

39ページを御覧ください。諮問第5号「ふるさと納税業務委託について」でございます。業務の目的については37ページの諮問第4号と同様でございます。委託処理する個人情報の項目につきましては、上側の受託者が寄附を受け付けた場合の個人情報項目は、前回の第1回審議会において既に諮問済みの項目でございます。下側の市が寄附を受け付けた場合の個人情報項目が、今回追加で諮問する内容でございます。

40ページには、委託業務に係る業務の流れのイメージ図を付けております。

参考資料として、41ページから45ページまでに業務委託契約書（案）、46ページから51ページまでに業務委託仕様書（案）、52ページと53ページに本件システム利用にかかる特記事項（案）、54ページに本件委託に関する個人情報取扱特記事項（案）を付けております。

なお、今回追加で諮問する内容につきましては、46ページの業務委託仕様書（案）の「2、委託業務」の「④お礼品の受付」と、49ページの「(3) お礼品の購入及び寄附者への配送手配」の「①」の部分に記載がございます。

諮問に関連する保有届としまして、55ページに届出番号01-38「ふるさと納税関連業務委託システム」を付けております。個人情報の内容は記載のとおり10項目ございます。

収集方法の本人以外の本人同意につきましては、前回の諮問の際に説明したとおり、さとふるの利用者はさとふるの個人情報取扱規約に同意して自治体への寄附を行うとともに、個人情報についても自治体へ情報提供するものでございます。

**【松行会長】**

本案件に関しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

**【本多委員】**

前回5月25日のときに出された諮問第1号、ふるさと納税業務委託のところ、委託処理する個人情報の項目のところ、今回は「寄附の使途」というふうに書いてあるのですけれども、前は「選択した使途」というふうな形で出されていたのですが。

**【企画政策係主任】**

すいません、内容自体は変わっておりませんが、言い回しをちょっと整理させ

ていただいたというところでございます。失礼いたしました。

【松行会長】

よろしゅうございますね。

【本多委員】

はい。

【松行会長】

他に御発言ありますか。

特にないようですので、本案件を承認といたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、56ページを御覧ください。「電子申請システムについて」、情報システム課の案件でございます。

57ページ、諮問第6号「電子申請システム」、58ページ、諮問第7号「電子申請システム業務委託」を一括して説明させていただきます。

小金井市では、平成16年度及び平成23年度に本審議会へ「電子申請システム」及び「電子申請システム業務委託について」を諮問し、電子申請システムを利用して行政手続きの一部をインターネット上から行うことができるサービスを実施しているところです。

このたび健康課が所管する胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の5つの検診受診の申込みについて、申込みの窓口を広げるため、従来のハガキ等による申込みに加え、電子申請による申込みを開始することから、諮問するものでございます。

また、職員課及び庶務課より前回の本審議会にて届出報告した臨時職員任用業務における小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿の様式変更に伴い、電子申請システムにおける臨時職員採用申込みにつきましても様式を変更することから、保有する個人情報の内容に変更が生じるため、諮問を行うものです。

なお、ごみ対策課所管の枝木・草葉回収申込みについては、戸別回収となり、申込み及び受付が不要となったため、変更日の平成29年3月31日をもって電子申請システムにおける手続きを公開終了とする設定をいたしました。本内容について届出がなされていなかったことが判明したため、今回併せて廃止とする御報告をさせていただきます。

今後はこのようなことがないように、手続きの開始及び廃止時には手続き所管課と十分連携のうえ、確認を徹底してまいります。

57ページを御覧ください。諮問第6号「電子申請システムについて」でございます。業務の目的は諮問書にもございますが、インターネットを活用した自宅からの行政手続を可能とし、市民サービスの向上等を図るものです。

個人情報の記録項目は59ページの別紙、個人情報の内容（手続き別）のとおりでございます。上から、「改・ナンバー2」、「臨時職員」は、前回審議会での変更届出のとおり「性別」を削除するものです。次に、「廃・ナンバー14」、「枝木・草葉回収申込み」は、廃止することから項目を全部削除するものです。最後に、「追・ナンバー16から20」の5つの「がん検診申込み」は、今回、電子申請システムに追加するもので、その他にある検診名・受診日時・受診会場は新たに収集する記録項目となります。

58ページを御覧ください。諮問第7号「電子申請システム業務委託について」でございます。業務の目的については、先ほどの諮問第6号と同様でございます。

委託処理する個人情報の項目につきましては、先ほどの説明と同様、59ページの別紙、個人情報の内容（手続き別）のとおりでございます。

諮問に関連する保有届としまして、60ページに届出番号03-56「電子申請システム」の変更届出を付けております。変更する個人情報の内容は59ページの別紙、個人情報の内容（手続き別）の記載のとおりでございます。

参考資料として、61ページから86ページまでに標準特記仕様書を付けております。

#### 【松行会長】

ただいま本案件につきまして事務局から説明がございました。御質問、御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

特に御発言がないようですので、本案件を承認といたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

それでは、87ページを御覧ください。「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業について」、保険年金課の案件でございます。

89ページ、諮問第8号「データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について」、90ページ、諮問第9号「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託」を一括して説明させていただきます。

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正により、各保険者は、健康・医療情報を活用して保健事業実施計画の策定・実施・評価を行うこととされました。市の国民健康保険においては、疾病構造の変化や高齢化、医療技術の高度化等による医療費の増大により、その財政運営は厳しい状況が続いており、保険者は健康増進事業、疾病予防事業等医療費増加抑制の為の事業を推進する必要があります。

小金井市では、効果的かつ効率的な保健事業として、「糖尿病性腎症重症化予防指導」、「医療機関受診勧奨通知」、「ジェネリック医薬品差額通知」の3事業を既に実施しております。

これらの保健事業の実施・評価を、専門知識と技術を持つ事業者に委託して実施すること、委託した事業者へ提供するため医療データ等を目的外利用することについては、既に平成27年度第4回情報公開・個人情報保護審議会へ諮問済みです。

平成30年3月にこれまで蓄積をされた医療情報等の分析を行い、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図るため、第2期データヘルス計画を策定し、平成30年度より新たに2事業を追加し実施することとしました。

一つ目は、特定健康診査において受診率の低い年代に向け、分かりやすい効果的な情報提供等を含めた受診勧奨通知を行う事業、二つ目は、生活習慣病発症後に、自己判断により治療中断した者に対して、重篤な疾病予防のための受診勧奨通知を送付し、治療再開を勧める事業です。

この2つの保健事業を追加することで、利用する個人情報の項目として前回の諮問と変更はありませんが、委託の内容として保健事業を追加することについて、今回、諮問をするものです。

89ページを御覧ください。諮問第8号「データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について」でございます。目的外利用する個人情報の記録の名称は諮問書のとおり、「レセプト点検業務」、「保険者給付業務」、「特定健診等データ管理システム」の3つのシステムでございます。個人情報の利用の目的は諮問書のとおり、データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業のためでございます。必要とする個人情報の内容は、91ページの別紙のとおりでございます。記録名称と書いてある列に、それぞれ対応するシステムの名称を記載してございます。目的外利用する理由につきましては、諮問書に記載されている「糖尿病性腎症重症化予防指導」、「医療機関受診勧奨通知」、「ジェネリック医薬品差

額通知」の3つの事業については平成27年度第4回審議会において諮問し、既に承認をいただいております。

今回追加する2つの事業、「健診未受診者受診勧奨通知」及び「生活習慣病治療中断者受診勧奨通知」についても、目的外利用することについて当審議会に意見を聞くため諮問するものです。

90ページを御覧ください。諮問第9号「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について」でございます。委託の内容は、健康・医療情報を活用した分析と保健事業の実施及び実施した保健事業の効果分析の2つでございます。委託処理する個人情報の記録項目は、91ページの別紙のとおりでございます。

今回、委託の内容として諮問する箇所は、諮問書の委託の内容の中で下線が引いてある部分の2つの事業を追加することについて審議会の意見を聞くものでございます。

参考資料として、92ページから95ページにデータヘルス事業概要を、96ページから103ページに仕様別紙を、104ページと105ページに厚生労働省からの保健事業の実施等に関する指針を一部改正する通知文を、106ページから117ページに厚生労働省告示による国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を付けております。

なお、本件の業務委託に関する個人情報保護に関する特記仕様書が101ページの中段以降に記載があり、個人情報の取り扱いについての遵守も含んだ委託を行うものです。

#### 【松行会長】

ただいま本案件について説明がございました。通知を含む関連する資料がたくさんございます。資料を御覧になってこられたと存じますが、御質問、御意見があれば、お伺いいたします。

#### 【本多委員】

90ページの個人情報の受渡し方法の欄のところの「セキュリティ便による」とありますが、セキュリティ便の説明をいただきたいのですけれども。

#### 【国民健康保険係長】

セキュリティ便によるということなのですけれども、セキュリティ便で搬送をするのですが、その際にデータには暗号をつけて搬送します。セキュリティ便によると、搬送物が現在どこの経路を通過しているとか、受け取り状況というのが確

認できる受け渡し方法になっております。

【本多委員】

普通の宅急便とはまたちょっと違うのですか。

【国民健康保険係長】

そうです。

【本多委員】

何か、もっと具体的な説明をいただきたい。

【国民健康保険係主事】

ジュラルミンケースに入れ、出したほうと委託業者のほうの双方の名前が書いた人にしか受け渡しができないようになっております。

【白石委員】

申しわけないです、3年前のことなので記憶が大分飛んでいるのです。繰り返しの質問になってしまうかも知れないのですが、業者委託で継続的委託になっていますが、入札と業者選定をどのサイクルで行うのですか。要するに、単年度委託じゃないのですよね。そういった委託決定の仕組みをお聞きしたい。

【国民健康保険係長】

28年度から糖尿病性腎症重症化予防と医療機関受診勧奨通知、ジェネリック医薬品差額通知は行っているのですが、その際に専門知識を持った業者に委託するというので、指名型プロポーザル方式で業者を決定させていただいて、実施しているところでございます。

【白石委員】

要するに、指名競争入札的なプロポーザルですね。

【国民健康保険係長】

はい。

【白石委員】

小金井市としては何者ぐらい選定してプロポーザルになったのですか。

【国民健康保険係長】

データヘルス事業については、指名業者7者に通知を行ったところですが、参加意思があったところは2者です。2者から決定したところでございます。

【白石委員】

ということは、個々の委託業務別に業者選定をやるのですか？全ての事業を一括ではなくて？

【国民健康保険係長】

この3事業、前は3事業がデータヘルス事業ということで、この全てを一括でプロポーザル方式で業者を決定しているところでございます。

【白石委員】

もう一つ。1契約単位は何カ年度になるのですか。

【国民健康保険係長】

28年度より4年経過をめぐり、また指定業者を再選定することとなります。

【白石委員】

4年サイクルということですか。

【国民健康保険係長】

債務負担ですかね。そうすると、そうですね、単年度になります。

【松行会長】

白石委員、よろしいですか。

【白石委員】

はい。わかりました。

【松行会長】

ありがとうございます。他に御発言ありますか。

本件について特に御発言ないようですので、承認としてよろしいでしょうか。

【仮野委員】

1点だけ。自分にもかかわることなので教えてほしいのだけど、こうやって糖尿病にかかわるもの、あるいはジェネリック医薬品のとか、健診を受けていない人への勧奨、こういうのはやって実際に効果があるのですか。

私は今のところどこも悪くないからね、こういうのは受けたことがないのだが。

【白石委員】

健康増進法なのですけどね。

【仮野委員】

いや、そうなのだけど。これだけ健康アップを皆さん方がやっているというのは大変大事なことなので、それ自体、僕はいいことだと思うのですが、実際の事業もうまくいっているのですか。つまり、受ける側が無関心だったらなかなか反応が鈍くて効果はないのではないかと思うのですが、どうなのですか。これは個人情報保護とはあまり関係ないが、あなた方の努力が本当にうまく生きているのかどうか。

### 【保険年金課長】

御質問のあった件ですが、まずはデータヘルス事業を始めるとき国が考えたこととしては、やはり高齢化が進むに伴いまして国の医療費はとても膨大になっています。特に、市の国民健康保険制度に加入をされる方というのは一般的な会社勤めではない方であり、かつ後期高齢になるまでに会社をおやめになって、そこまでの間の方が増えているために、特に1人当たりの医療費というのは今も増え続けている状況にあります。その中で、生活習慣病というのは皆さんがおっしゃるとおり、例えば40代、50代の方はそんなに体の不調を感じない方でも体の中では進行していることがございます。年に一度、健康診断を受けていただいて、その数値の変化を意識していただくこと、もし数値に異常があった場合には早期に医療を受けていただくことで、トータルで考えると医療費が減っていくというような方向で考えてございます。

効果があるかどうかというお話でした。まずは、ジェネリック医薬品の関係については、こちらで通知を出している中で1年、2年を経過している中で、その分安くて効果の同じものになっていくような状況が見えていますので、一定の効果があると見ております。

また、健診未受診の方への通知等については、先ほどお話ししたとおり、意識を変えていただくことがまずは大事だと考えておりますので、目に見えた効果があるかどうかというところはありますけれども、先ほどお話ししたとおり、データヘルス計画自体も30年3月に改正をしたものでありますので、その中で今回御提示した事業というのは、ここが年始の中である傾向に対応するためにやっているという形になりますので、そういったことでお答えをさせていただければと思います。

### 【白石委員】

これはあくまでも国民健康保険加入者の対象となる保険加入者に対しての健康増進法に基づく健康指導予防対策ですよね。このデータをマスマデータ、ビッグデータとして第2次利用的に使うことがあるかないか、それともあくまでもこれは加入者個人へのフィードバックだけで完結しているものなのか、そこをお伺いしたい。

### 【国民健康保険係長】

委員がおっしゃったとおり、これはあくまでも小金井市の国民健康保険加入者のデータなので、その方たちの健康増進に資するため効果的な保健事業を実施す

るために利用するものとなっております。

**【保険年金課長】**

係長からお話をした形で、市で集めたデータを市の国民健康保険の被保険者の方のために使う、または私ども保険年金課では国民健康保険の被保険者の情報を持っていますが、介護保険等でもさまざまな情報を集めて使っているところです。ただ、国のほうでは意向がございまして、今後、集めたこのビッグデータを国としても使っていこうという意向があるということは聞いてございます。

**【白石委員】**

これは個人情報保護法改正のときのビッグデータの扱いについて議論があったというので、EUレベルでいうと極めて厳しい制限をかけているのですよね。ただ、日本の場合にはそこがちょっと曖昧なので、今後の課題というふうにおっしゃられたけれども、私的には不安がある部分ではあるのですね。

**【松行会長】**

了解いたしました。他に御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本案件を承認といたします。

以上をもちまして、本日の全ての報告並びに諮問事項につきましての審議はこれにて終了いたします。

それでは、本日の日程の「その他」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

では、まず「その他」のうちの「ア、平成29年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」、御説明をさせていただきます。

お手元に「平成29年度情報公開条例、個人情報保護条例の運用状況」をお配りしてございます。こちらにつきましては、6月の定例議会にて報告し、現在、ホームページ等で公開しているところでございます。内容につきましては御覧いただけたらと思います。

運用状況については以上でございます。

**【松行会長】**

ただいま事務局から説明がございました。

それでは、「その他」のイについて説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

では、続きまして、「イ、次回の日程等について」でございます。次回の日程

は10月18日木曜日で会議室をお取りしておりますが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

**【松行会長】**

ただいま事務局から、次回の本審議会の開催日程等につきまして説明がございました。御承認いただければ、次回は平成30年10月18日木曜日午後6時から当801会議室で開催いたしたいと存じますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、本日はこれをもちまして審議会の全ての審議を終了とさせていただきます。本日は、毎日続く酷暑の中、審議会のために御協力いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、これにて散会といたします。ありがとうございました。

— 了 —